

三年未満ノ勤儉者ニハ一年ニ付月給ノ三分
 三年以上十年未満ハ一年ニ付月給ノ五分
 (四) 従業員及ノ使其ノ他ハ
 十年未満ノ勤儉者ニハ一年ニ付日給六日分 十年以上ハ
 一年ニ付十日分
 但シ昭和十三年一月以降ハ退手法ニ依ル 福利施設ナ
 。

11 事業主ノ団体關係

京橋区新富町二丁目四番地
 東京印刷同業組合ニ加盟

四 労働者及社員側

ノ労働者側

- (一) 爭議参加者数 一三二名
- (四) 爭議参加者中組合加盟者数並ニ組合名
 全員加盟

總同盟出版產業労働組合

(二) 應援団体名

總同盟出版產業労働組合本部員並ニ總同盟常任

2. 社員側

爭議ニ参加セズ動搖ナシ (三月十七日夜現在)

五 爭議發生原因

人 標記株式會社東京築地活版所ハ明治十八年個人經營ニ係ル